

# 東京都板橋区農業委員会

## 第23期第30回定例総会議事録

令和元年12月25日

於 下赤塚地域センター第1洋室（赤塚庁舎3階）

# 第 23 期第 30 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和元年 12 月 25 日（水）午後 3 時 30 分

場 所 下赤塚地域センター第 1 洋室  
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 12 名 下記のとおり

## 記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	田中 喜一郎	5	小原 昭雄	9	山口 賢治
2	田中 清	6	會田 幸夫	10	染宮 利章
3	榎本 勇	7	石井 勉	11	春日 實
4	福島 聡司	8	本橋 政春	12	吉田 豊明

## 議 事

### 1 協議事項

- (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料1)
- (2) 生産緑地に係る主たる従事者証明願について (資料2)
- (3) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査について (資料3)

### 2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料4)  
合計 6件 (内訳) 4条関係3件、5条関係3件
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料5)
- (3) 第39回農業後継者顕彰事業における受賞者の決定について (資料6)
- (4) 第59回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について (資料7)
- (5) 農業委員会だより(第59号)の発行について (資料8)
- (6) 農地管理指導実施報告について (資料9)

### 3 その他

- (1) 新春七草がゆの集いの開催について (資料10)
- (2) その他

### 4 次回日程

日 時 令和2年1月27日(月) 午後2時00分 開会  
場 所 下赤塚地域センター第1洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	田中 喜一郎	会長
署名委員	田中 清	委員
	榎本 勇	委員
出席係員	宮津 毅	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	福田 紘規	書記
	堺 浩樹	書記

事務局 長	<p>只今より、第23期第30回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、田中清委員、榎本委員を指名させていただきます。</p> <p>それでは、協議事項（1）引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局、お願いいたします。</p>
事務局 長	<p>資料1、1ページをご覧ください。相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請が出ておりますので、概要をご説明させていただきます。土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。対象生産緑地は生産緑地番号66と107です。66番の所在は徳丸七丁目19番1と2で、面積はそれぞれ848、581平方メートルです。107番の所在は徳丸四丁目186番36で、面積は674平方メートルです。現地の確認は、12月4日に田中喜一郎会長にご確認いただいております。現地の状況をご覧ください、問題なければ証明書を発行したいと思います。現地の詳細については書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>66番は北野神社の北側でして、ビニールハウスが2棟ございます。続きまして、107番ですが、新大宮バイパスの東側です。いずれも10月28日の利用状況調査でも指摘はございませんでした。</p>
事務局 長	<p>会長に現地をご確認いただきましたが、様子はいかがでしたか。</p>
会 長	<p>私が見る限りでは、きれいに耕作されていると思います。証明書の発行につきまして、ご異議がありましたらご発言お願いいたします。</p> <p>異議がないようですので、証明書を発行したいと思います。</p>
事務局 長	<p>了解いたしました。</p>
会 長	<p>協議事項（2）生産緑地に係る主たる従事者証明願について、事務局、お願いいたします。</p>

事務局 長	<p>資料 2、2 ページをご覧ください。</p> <p>生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願が出されましたので、この会で承認されれば、証明書を発行したいと思います。</p> <p>申請年月日は12月6日でございます。申請者の住所、氏名は記載のとおりです。対象者は申請者の父親で、記載のとおりです。買取申出事由は対象者の死亡です。事由が生じたのは11月1日です。対象となる生産緑地番号は106番です。2筆ございまして、成増四丁目820番1及び6でございます。地目はいずれも畑、面積はそれぞれ1,006平方メートル、123平方メートルです。この件に関しましては、現地を12月13日に染宮委員にご確認いただいております。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>斜面の上の方に畑がありまして、中腹にビニールハウスがございます。また、その下に畑がございます。すべて耕作をされている状態でした。染宮委員から何かございますか。</p>
染 宮 委 員	<p>対象者の方は、生前、最後まで頑張られて、熱心に耕作をされておりました。</p>
会 長	<p>この件につきまして、何かございますか。</p> <p>ないようですので、このまま証明書を発行したいと思います。</p>
事務局 長	<p>了解いたしました。</p>
会 長	<p>続きまして、協議事項(3)、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査についてですが、この件は染宮委員に関する案件ですので、染宮委員は議事に参与することができません。では、事務局、お願いいたします。</p>
事務局 長	<p>この件に関しましては、書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>資料 3、4 ページをご覧ください。</p> <p>添付のパンフレットも併せてご覧いただければと思います。成増四丁目の生産緑地について、申請者である法人が、農地の所有者から農地を借り受けるという申請が区にございました。6 ページからの事業計画書、13 ページからの会社の定款、21 ページからの土地の賃貸借契約書の提出が12月9日ございました。貸借を行う生産緑地の地図は5 ページでございます。</p>

都市農地貸借円滑化法の貸借の手続きの流れについてご説明させていただきます。添付のパンフレットをご覧ください。

申請者である借受人から区に提出された事業計画書につきまして、区から農業委員会に計画審査を依頼し、それを受け、農業委員会が審査決定し、その後、板橋区長から計画を認定する流れとなります。

続きまして、農業委員会が審議すべき項目について、ご説明いたします。パンフレットの2ページをご覧ください。本件の借受人は法人となりますので、事業計画書の中身が事業計画の認定の要件の①から⑥の項目を満たしているかを確認することとなります。

それでは順番に見ていきたいと思いますが、①、「都市農業の有する機能の発揮に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作の事業を行う」かについてです。こちらは下表に具体的な基準が示されておりまして、基準1の(1)から(4)のいずれかと、基準2の両方に該当することが必要となります。資料3の7ページをご覧ください。記載の内容は、基準1の(1)については、生産した農作物等の5割以上を区内で販売する計画となっておりますので、基準を満たしていると考えられます。(2)については、都市住民が収穫体験や職業体験を通じて農業を体験する計画となっておりますので、基準を満たしていると考えられます。また、(4)については、地域の特性に応じた作物の導入、地域のブランド野菜の栽培ということで、基準を満たしていると考えられます。また、7ページと8ページの記載のとおり、貸付人の年間農業従事日数が借受人の1割以上従事する計画となっておりますので、貸付基準2の項目も満たしていると考えられます。

次に、②ですが、21ページをご覧ください。契約書に賃料が記載されておりまして、生産緑地の固定資産税や宅地化農地であった場合の固定資産税、また、他自治体の状況も踏まえると、賃料については妥当であると考えられます。また、9ページの記載内容により、農薬の使用方法や騒音等について、従来通り行われる計画ですので、②の基準を満たしていると考えられます。

続いて、③ですが、8ページに記載のとおり、大農機具、労働力、労働者の従事実績から、耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用できると考えられ、基準を満たしていると考えられます。

④でございますが、21ページをご覧ください。借受人が農地を適正に管理していない場合、契約を解除する内容となっておりますので、基準を満たしていると考えられます。

⑤ですが、9ページをご覧ください。今まで個人として行ってきた地域農業者との連携を、法人となつてからも継続していくという内容となっておりますので、「地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行う」という基準を満たしていると考えられ

	<p>ます。</p> <p>最後に⑥ですが、10ページに記載のとおり、法人の代表取締役が年間を通して従事する計画となっておりますので、基準を満たしていると考えられます。</p> <p>以上、①から⑥まで確認していきましたが、このご説明を踏まえ、基準を満たしているかどうかご審議いただいたうえで、事業計画の決定となりましたら、25ページのとおり、農業委員会会長から板橋区長あてに回答させていただきたいと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、ご質問等ございますか。</p>
<p>吉 田 委 員</p>	<p>この案件そのものに反対するものではないですけれども、状況をお聞かせいただきたいのですが、貸借の円滑化での事業計画の記載の仕方はこれで決まっているのかということと、事業計画が出た後、農地を見回った時に、計画が履行されていないような場合、農業委員会として、認定を解除するというようなことができるのかお聞きしたいと思います。</p>
<p>書 記</p>	<p>この事業計画の書式でございますが、こちらは農林水産省で定めている様式で決められているものでございます。ふたつめの質問でございますが、計画通りに履行されていなかったり、耕作が不十分であったりした場合は指導することができます。また、1年に1回、事業年度終了後3か月以内に、農林水産省で定められている様式によって、報告書を提出しなければならないこととなっております。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にご質問等ございませんでしょうか。ないようですので、これで決定したいと思います。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局、ご説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>資料4、26ページをご覧ください。</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、令和元年11月11日から令和元年12月10日までに届出があったもので3件ございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が徳丸八丁目21番15と43の2筆でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積はそれぞれ41、64平方メートルです。転用の目的は個人住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は</p>

	<p>紅梅小学校の北西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は駐車場として使用していると思われませんが、個人住宅1棟が建築予定ということで届出が出ております。</p>
事務局 長	<p>続きまして、専決番号2、土地の所在が志村三丁目11番12でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は151平方メートルです。転用の目的は個人住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は志村三丁目駅の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況に対する届出となっております、木造2階建て1棟の個人住宅が建っております。</p>
事務局 長	<p>続きまして、専決番号3、土地の所在が赤塚新町二丁目500番7でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は9.98平方メートルです。転用の目的は個人住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は赤塚新町保育園の南東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>こちらは8月17日着工、12月27日完了予定の木造2階建て1棟の個人住宅の建築に伴う届出ですが、今回該当の地番は、隣のアパートに隣接する部分です。</p>
会 長	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
福島 委員	<p>職業欄に学生の方がいらっしゃいますが、成人でしょうか。未成年ですと法律行為なので、法定代理人の署名が必要となります。</p>
書記	<p>未確認でございました。申し訳ございません。</p>
事務局 長	<p>今後、必要な対応を取りたいと思います。ご指摘ありがとうございます。</p>
会 長	<p>他にご質問等ございますか。ないようですので、5条にまいります。</p>



<p>事務局長</p>	<p>28ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出で令和元年11月11日から令和元年12月10日までに届出があったもので、3件ございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が西台一丁目1270番1でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は44平方メートルです。転用の目的は個人住宅でございます。譲受人と譲渡人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は環状8号線の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は11月1日着工、来年3月末完了予定で、木造2階建て1棟の個人住宅が建築中で、隣の地番と併せて使用するという届出です。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続いて、専決番号2、土地の所在が四葉一丁目1301番9と8の2筆でございます。登記簿上の地目はともに畑、現況もともに不耕作地です。面積はそれぞれ、172平方メートル、30平方メートルです。転用の目的は駐車場でございます。譲受人と譲渡人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は新大宮バイパスの東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>6台収容の駐車場が工事中でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続いて、専決番号3、土地の所在が赤塚二丁目1968番1でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は589平方メートルです。転用の目的は共同住宅でございます。譲受人と譲渡人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は下赤塚小学校の南西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>運送会社の倉庫が2棟建っている状況で、周りの地番9筆とともに使用し、来年4月着工、再来年10月末完了予定で、鉄筋コンクリート造5階建て1棟の住宅が建築予定です。</p>
<p>会長</p>	<p>この件につきましてご質問等ございますか。</p> <p>ないようですので、次にまいります。</p> <p>報告事項(2)、地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局、説明をお願いします。</p>

<p>事務局 長</p>	<p>資料5、31ページをご覧ください。</p> <p>地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。令和元年11月11日から令和元年12月10日までの間に照会があったもので、1件です。</p> <p>土地の所在は赤塚一丁目3037番8、3038番12の2筆です。地目はいずれも畑、面積はそれぞれ5.89と25平方メートルです。現況はいずれも非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を11月29日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。</p> <p>おおむねの位置は下赤塚駅の東側の線路沿いです。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況ですが、3037番8は個人住宅の門の前の部分です。3038番12は公衆用道路となっております。いずれも非農地である旨を法務局に報告しております。</p>
<p>会 長</p>	<p>これについて質問等がございましたら、お願いします。</p> <p>ないようですので、次にまいります。</p> <p>報告事項(3)、第39回農業後継者顕彰事業における受賞者の決定及び、報告事項(4)、第59回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>資料6、32、33ページをご覧ください。農業後継者顕彰事業について、農業委員会で推薦した方が東京都農業会議会長賞を受賞されました。</p> <p>また、資料7、34、35、36ページをご覧ください。企業的農業経営顕彰につきまして、同じく当会で推薦した方が東京都農業会議会長賞を受賞されました。2月20日の農業者大会にて表彰式が行われます。</p>
<p>会 長</p>	<p>続きまして、報告事項(5)、農業委員会だより(第59号)の発行について、事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>こちらにも書記からご説明いたします。</p>

書記	<p>それでは資料8、37ページをご覧ください。</p> <p>12月27日に発行予定の、農業委員会だよりの原稿を載せております。区内農業者、関係団体、区役所の関係部署に発送予定です。1面は農業まつりの写真を掲載しています。2面は農地利用状況調査の報告と特定生産緑地の案内となっております。3面は視察の報告と農業者年金の案内となっております。最後に4面は区政功労者表彰、農林業センサス、七草がゆの集いの記事を掲載しています。今回からより見やすいレイアウトに変更し、従来は白紙に印刷しておりましたが、黄色の色紙に印刷したいと考えており、より多くの方に手に取っていただきたいと思えます。</p>
会長	<p>続きまして、報告事項(6)、農地管理指導実施報告について、事務局、お願いいたします。</p>
事務局長	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
書記	<p>(農地管理指導の実施状況について報告)</p>
会長	<p>引き続き未改善の農地については、確認及び指導を行っていききたいと思えます。</p> <p>続きまして、その他(1)、新春七草がゆの集いの開催について、事務局、お願いいたします。</p>
事務局長	<p>こちらは農政担当係長からご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>それでは資料10、44ページをご覧ください。</p> <p>「新春七草がゆの集い」の開催についてご説明いたします。実施日時が令和2年1月7日火曜日、午前11時から午後1時、実施場所は前回同様、区立城北公園内野球場です。実施内容につきましては、記載のとおりでございますが、募金については、農業まつりと同じく、令和元年台風第19号災害義援金及び東日本大震災義援金を予定しています。周知方法ですが、12月21日号広報いたばしに掲載したほか、区内掲示板にポスター掲示、ホームページで開催の周知をしています。主催は板橋ふれあい農園会及び板橋区で、板橋区民農園農芸指導員の会、JA東京あおばのご協力をいただき、開催する予定でございます。また、本日もご参会の農業委員の皆さまにおかれましても、お力添えをよろしく願いいたします。ご報告は以上でございます。</p>

会

長

その他、ご質問があればお願いいたします。  
ないようですので、これをもちまして第30回定例総会を閉会いたします。

(終了時間 午後5時00分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会

- ・運営委員会 1月20日(月) 午後4時00分
- ・定例総会 1月27日(月) 午後2時00分